

平成20年4月から始まる

後期高齢者医療の保険料が決まりました

鳥取県の1人当たりの平均保険料額は71,660円

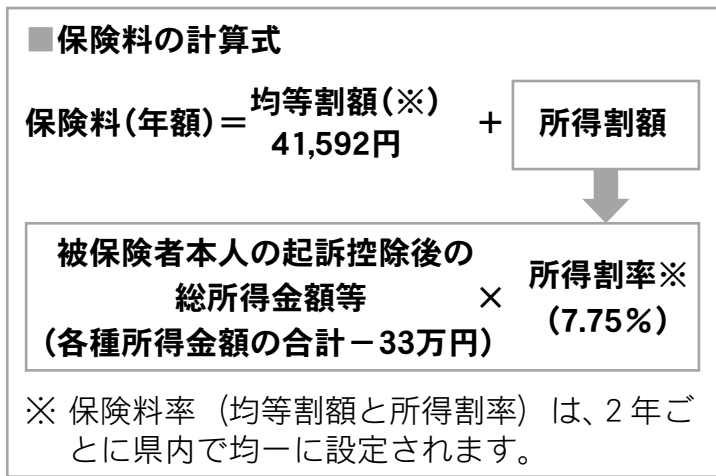
現在、75歳以上（一定の障がいのある人は65歳以上）の方は、平成20年4月から、現在加入している国民健康保険や健康保険などを自動的に脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」に加入して医療を受けることとなります。給付内容は、現在の老人保健制度と変わりありませんが、被保険者は全員が保険料を納めることとなります。

Q 後期高齢者医療の保険料はどのようになるの？

A これまでは国民健康保険や健康保険など加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人がいましたが、後期高齢者医療制度では、高齢者は全員、所得に応じた保険料を負担することになります。保険料は被保険者一人ひとりに課せられます。

Q 保険料の計算方法はどのようになるの？

A 保険料は、県内全体のサービズに応じて一律に金額が決められる均等割額と、被保険者の所得に応じて決められる所得割額を合計



これまでは、所得が同じ場合でも、加入する保険や住んでいる市町村によって保険料に差がありました。

後期高齢者医療制度では、原則として、鳥取県内で同じ所得であれば、同じ保険料になります。（ただし、世帯の所得によって軽減額が異なります）

Q 所得の低い世帯の保険料はどのようになるの？

A 低所得世帯に属する被保険者は、世帯の所得に応じて均等割額（41,592円）が7割、5割、2割の割合で軽減されます。（世帯主および被保険者の合計所得によって軽減額が決まります）

Q 健康保険などで被扶養者だった場合保険料はどのようになるの？

A 後期高齢者医療制度に加入してから2年間は、保険料は均等割額部分のみで、さらに5割が減額されます。ただし、平成20年は特例措置がとられ平成20年4月から9月までの6ヶ月間は保険料がかからず、平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間は保険料が9割減額され、2千円になる予定です。（※政府の方針によっては変更になる場合があります）

Q 保険料はどのようになって納めるの？

A 年金を年間18万円以上受け取っている方は、年金から保険料が差し引かれます。ただし、介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計金額が年金の2分の1を超える場合や、年間の年金額が18万円未満の方は、保険料が年金から天引きされず、納付書や口座振替などで納めることとなります。（※その他に、平成20年度は年金から差し引かれず、納付書等で納める場合があります）

Q いつから保険料を納めるの？

A 年金から天引きになる場合は、平成20年4月から、年6回年金から保険料が差し引かれます。

また、納付書や口座振替で保険料を納める場合は、平成20年7月から平成21年2月まで、毎月納める予定です。健康保険等の被扶養者だった場合は、平成20年10月から年金天引き、または納付書等で納めます。

※この内容は国の方針によって、変更されることもあります。

保険証は3月中に郵送でお手元にお配りします

後期高齢者医療の被保険者になる人には、一人ひとりに保険証が交付されます。これまで医療機関などを利用する時には、保険証と老人医療受給者証の2種類が必要でしたが、後期高齢者医療制度では、保険証が1種類になります。



鳥取県の後期高齢者医療保険料 所得階層別一覧（平成20年度試算分）

所得	年金収入 換算（参考）	単身世帯	2人世帯（※）		
			世帯主	世帯員	合計額
0円	～120万円	7割 12,400円	7割 12,400円	7割 12,400円	24,800円
20万円	140万円	7割 12,400円	7割 12,400円	7割 12,400円	24,800円
40万円	160万円	7割 17,900円	7割 17,900円	7割 12,400円	30,300円
60万円	180万円	2割 54,100円	5割 41,700円	5割 20,700円	62,400円
80万円	200万円	2割 69,600円	2割 69,600円	2割 33,200円	102,800円
100万円	220万円	93,500円	2割 85,100円	2割 33,200円	118,300円
120万円	240万円	109,000円	109,000円	41,500円	150,500円
140万円	260万円	124,500円	124,500円	41,500円	166,000円
160万円	280万円	140,000円	140,000円	41,500円	181,500円
180万円	300万円	155,500円	155,500円	41,500円	197,000円
200万円	320万円	171,000円	171,000円	41,500円	212,500円
220万円	343万円	186,500円	186,500円	41,500円	228,000円
240万円	370万円	202,000円	202,000円	41,500円	243,500円
260万円	397万円	217,500円	217,500円	41,500円	259,000円
280万円	423万円	233,000円	233,000円	41,500円	274,500円
300万円	445万円	248,500円	248,500円	41,500円	290,000円

7割・・・7割軽減後の金額 5割・・・5割軽減後の金額 2割・・・2割軽減後の金額

※ 2人世帯は、ともに75歳以上で現在は国民健康保険に加入、世帯主の収入源は年金のみとし、世帯員の所得は0円として試算しているため、年金以外の所得がある場合や、世帯構成によって保険料は異なる場合があります。

※ 保険料の上限額は1人当たり年額50万円です。

後期高齢者医療制度について、分からない事、くわしくは次の連絡先へお問い合わせください。
 南部町役場健康福祉課 TEL 66-5522、
 鳥取県後期高齢者医療広域連合 TEL 0858-32-1095